平成２５年（フ）第７７号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平452番地２
破産者　有限会社駒谷工業
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
青森県北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳120番地15
破産者　有限会社齋藤工業
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
岩手県奥州市江刺区愛宕字宿152番地
破産者　有限会社スタークラウン
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１１７号
山形県米沢市中央６丁目１―233
破産者　若月　重良
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第８４号
山形県長井市舟場24番12号
破産者　株式会社アイテック
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第３７２号
埼玉県熊谷市妻沼1843番地２
破産者　株式会社オーエムモータース
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３２９号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目３番４号
破産者　有限会社イプス
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５８号
金沢市玉鉾２丁目388番地
破産者　株式会社ツインズ・エヌ
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７３号
香川県高松市三谷町2901番地、住民票上の住所香川県高松市三谷町1660番地
破産者　上原　勇一
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２９６号
新潟県五泉市南本町３丁目８番４号、前住所新潟県五泉市旭町４番32号
破産者　伊藤　龍雄
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０５号
静岡県富士市高嶺町10―17　アーバンヒルズⅢＤ―01、開始決定時の住所新潟市中央区東中通１番町86番地82　ＳＵＩＴＥ．ＨＮＤ802号
破産者　梁取　啓子
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２８号
新潟市中央区姥ヶ山５丁目13番10号　フルール桜ヶ丘101号、住民票上の住所新潟市江南区早通２丁目２番18号
破産者　田村　　勝
1　決定年月日　平成26年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１５号
新潟市中央区山二ツ２丁目８番18号
破産者　田中　茂子
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７３号
茨城県土浦市小山崎329番地11
破産者　田上　佑一（旧姓飯盛）
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６７５号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目１番12号グランエクセル箕土路201号
破産者　安井組こと　安井　治夫
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
大阪府岸和田市山直中町234番地の１、事業所所在地大阪府岸和田市包近町223
破産者　トラストアスカこと　吉川　清史
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
大阪府貝塚市橋本111番地
破産者　杉野　壽一
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
鹿児島県薩摩川内市東向田町８番22号はるかビル１―１
破産者　榎園　浩子（旧姓上園）
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
札幌市白石区本郷通３丁目南４番38号
破産者　杉山　勝人
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３８号
埼玉県ふじみ野市大井644番地14、開始決定時の住所埼玉県入間郡三芳町大字上富427番地35
破産者　福原　高一
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部